

保護者の皆様

習志野市教育委員会

習志野市立小・中・高等学校における臨時休業の延長について

平素から本市の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症への対応では、情報が不足し、ご心配をおかけしておりますことに対しお詫び申し上げます。

東京都や近隣市において、ゴールデンウィークまで臨時休業とする方針を出す教育委員会も出てきております。また、本日、千葉県知事より県立学校の臨時休業延長の発表が出されたことを受け、本市教育委員会といたしましては、5月6日（水）まで臨時休業を延長することといたしました。詳細につきましては、下記のとおりといたします。

記

○ 5月6日（水）まで臨時休業（自宅待機）を延長します。

○ 4月6日（月）以降の教育活動について

（1）始業式

4月6日（月）は新入生を除いて、感染拡大防止に努めた上で、始業式を行います。～近隣市においても、始業式は同様の対応となります。

（2）入学式

4月7日（火）は習志野高等学校、8日（水）は市立中学校、9日（木）は市立小学校の入学式となります。入学式当日の新入生以外の学年は臨時休業（自宅待機）となります。

～近隣市においても、入学式は同様の対応となります。「3密」の状態を避け、縮小した形で実施します。

子供たちには、一日も早く進級・進学する心構えを持たせるとともに、学級及び担任教師を決定し、しっかりとした指導につなげます。

（3）一部登校

4月13日（月）以降、週1日程度の一部登校を実施し、子供たちの状態を把握するとともに、学習内容の指示をまいります。詳細については、各学校よりお知らせいたします。

感染拡大防止策を十分に講じた上での一部登校であり、運動を含め、生活習慣を安定できる効果があり、全体としてはリスクが下げられ、必要な教育活動であるととらえています。

（4）児童生徒の受け入れ

4月14日（火）以降、自宅待機が困難な場合、学校で受け入れ（午前8時から午後3時まで）を実施します。小学校では全学年児童、中学校では特別支援学級在籍生徒といたします。なお、詳細につきましては、各学校よりお知らせいたします。

今後の社会情勢の変化により、対応を変更する場合がありますことをご了承ください。

※ ご家庭の判断でお休みされる場合も「欠席」扱いとはしません。（出席停止）

※ 感染症に関しては、「習志野保健所（習志野健康福祉センター）」（習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市を所管～千葉県が設置）からの情報・指示によるものであることをご承知おきください。